

# 茨城県婦人・子供既製服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 茨城県の区域内で婦人・子供服既製服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目	工 程		金 額		
ワンピース 又は上衣 (ブラウスを除く)	そで裏まつり(針目が3センチメートルの間に9針以上のもの)		10センチメートルにつき 17円		
	すそまつり		10センチメートル(10センチメートル未満の端数は10センチメートルとみなす。)につき 14円		
	ボタン付け	飾りボタンを付けるもの	1個につき	10円	
		根巻きをするもの	カボタンを付けないもの	1個につき	11円
			カボタンを付けるもの	1個につき	16円
	かぎホック付け		1組につき	20円	
	スナップ付け		1組につき	19円	
	糸ループ付け(糸ループの長さが2センチメートル以上のもの)		1か所につき	11円	
	糸くず取り		1枚分につき	19円	
	×印しつけ		1か所につき	9円	
	肩パット付け(3か所以上ループ止めするもの)	上衣につけるもの	1組につき	32円	
		ワンピースにつけるもの	1組につき	42円	
	ベルト通しループ付け		2か所につき	23円	
	身返し端千鳥掛け		3センチメートルにつき	11円	
スカート	千鳥掛け		5センチメートルにつき 11円		
	ボタン付け	飾りボタンを付けるもの	1個につき	10円	
		根巻きをするもの	カボタンを付けないもの	1個につき	12円
			カボタンを付けるもの	1個につき	16円
	ウエスト用かぎホック付け		1組につき	29円	
	スナップ付け		1組につき	18円	
	糸ループ付け(糸ループの長さが2センチメートル以上のもの)		1か所につき	11円	
	糸くず取り		1枚分につき	18円	
×印しつけ		1か所につき	9円		
ズボン	ボタン付け(根巻きをするもの)		1個につき	12円	
	ウエスト用かぎホック付け		1組につき	29円	
	スナップ付け		1組につき	18円	
	糸くず取り		1枚分につき	24円	